

城東台少年消防クラブ規約

(名 称)

第1条 この会は、城東台少年消防クラブといたします。

(目 的)

第2条 このクラブは、火災その他の災害について知識を広め、災害から身を守る方法を勉強し、これを広く呼びかけ安全なまちづくりをするとともに、正しく明るい少年になることを目的とします。

(事務所)

第3条 このクラブの事務所は、指導者代表者宅におきます。

(組 織)

第4条 このクラブ員は、城東台小学校に在学する小学校4年生から6年生までの希望する者とします。

(入会・脱会)

第5条 このクラブに入会を希望する者は、委員長や指導者に申し出て入会できます。脱会する時も同じとします。

(活 動)

第6条 このクラブは、第2条の目的にしたがって次のことを勉強します。

- 1) 少年消防クラブの目的や仕事
- 2) 消防の歴史やしぐみ
- 3) 消防の仕事
- 4) 火災のようすや火災を起こさない方法
- 5) 消火器具や消火の方法
- 6) 家庭や地震で火災を起こさない工夫
- 7) 火災や災害から避難するときの心得
- 8) 地震や台風などの被害を少なくする方法
- 9) けがや急病になったときの応急手当の方法
- 10) クラブ員にふさわしい規律訓練

(役 員)

第7条 このクラブに次の役員をおきます。

委員長 1名、副委員長 数名、指導者及び相談員 数名

2 委員長及び副委員長は、クラブ員の中から話し合いによって決めます。

3 指導者及び相談員は、岡山市火災予防公聴広報規定に基づく少年消防クラブ指導要領に基づいて決めます。

(役員任期)

第8条 委員長及び副委員長の任期は1年とします。指導者の任期は2年とします。ただし、再選された場合は続けることができます。

(役員の仕事)

第9条 委員長は、クラブを代表して活動のまとめをします。

2 副委員長は、委員長を助け、委員長が事故のときは、代わって活動のまとめをします。

3 指導者及び相談員は、このクラブの指導・助言をします。

(会計)

第10条 このクラブの経費は、助成金及び寄付金とします。

2 経費の支出などの処理は、指導者にお願いします。

(簿冊)

第11条 クラブには、クラブ員名簿と活動記録簿をそなえ、活動状況などの記録をしておきます。

(クラブ員章)

第12条 クラブ員は、規定のクラブ員章(バッジ)をつけます。

(改正、廃止)

第13条 この規約の改正、廃止は、クラブ員の半数以上の者が賛成して決めます。

(雑則)

第14条 この規約にないことについては、役員に相談して決めます。

附 則 この規約は、平成8年7月21日から実施します。

この規約は、平成15年5月17日から実施します。